

○銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

令

平成 14 年 1 月 18 日
警察本部訓令第 1 号

改正 平成 14 年 11 月 22 日本部訓令第 28 号、平成 15 年 4 月 14 日本部訓令第 10 号、平成 16 年 6 月 30 日本部訓令第 12 号、平成 17 年 4 月 19 日本部訓令第 8 号、平成 17 年 7 月 4 日本部訓令第 13 号、平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 18 年 1 月 26 日本部訓令第 2 号、平成 18 年 3 月 29 日本部訓令第 11 号、平成 18 年 8 月 18 日本部訓令第 28 号、平成 19 年 4 月 25 日本部訓令第 16 号、平成 22 年 3 月 24 日本部訓令第 12 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、平成 27 年 2 月 27 日本部訓令第 2 号、平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号、平成 27 年 4 月 7 日本部訓令第 21 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、令和元年 5 月 21 日本部訓令第 1 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 4 年 3 月 18 日本部訓令第 2 号、令和 6 年 3 月 12 日本部訓令第 8 号

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令（昭和 53 年香川県警察本部訓令第 27 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号。以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。）、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和 37 年総理府令第 46 号。以下「射場府令」という。）、猟銃安全指導委員規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 12 号。以下「指導委員規則」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 15 号。以下「細則」という。）の規定に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第 2 条 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）の長（以下「生活安全企画課長」という。）又は警察署長は、法、令、規則、射場府令、指導委員規則又は細則の規定に基づく申請書、届出書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条又は第 37 条の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長は、前項の申請書等の提出を受ける場合において、申請事項について調査を要するときは、許可等の基準に関し警察職員が調査することを告知するものとする。

3 生活安全企画課長又は警察署長は、申請書等の提出を受けたときは、別記様式第 1 号の受付簿に必要事項を記録してその処理結果を明らかにし、当該申請書等を香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第 3 号。以下「文書管理訓令」という。）第 2 条第 3 号に規定する簿冊別に、暦年による受付順又は処理順に編さんし、保

存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

- 4 前項の申請書等その他の関係書類は、別表 1 に定める順序により編さんするものとする。

(公安委員会が交付する文書の取扱い)

第 3 条 生活安全企画課長は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が発する文書のうち、規則第 21 条の講習修了証明書又は規則第 27 条の技能講習通知書については生活安全企画課における暦年の一連番号を付し、規則第 44 条の射撃指導員指定書、規則第 51 条の教習射撃場指定書、規則第 65 条の練習射撃場指定書又は射場府令第 11 条の指定通知書については生活安全企画課における累年の一連番号を付し、それぞれ香川県公安委員会公印規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 23 号。以下「公印規則」という。）第 2 条第 1 項に掲げる公安委員会の公印を押し、交付しなければならない。

- 2 警察署長は、公安委員会が発する文書のうち、文書に番号欄があるものについては警察署の記号（文書管理訓令第 15 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する文書の記号をいう。以下同じ。）を付した警察署における暦年の一連番号を付し、公印規則第 2 条第 2 項の表 2 の項に掲げる公安委員会の公印（以下「専決公印」という。）を押し、記載事項の変更による書換えを行うもの等追加訂正するものについては変更箇所公印規則第 2 条第 2 項の表 6 の項に掲げる公安委員会の公印（以下「確認公印」という。）を押し、交付しなければならない。

(銃砲刀剣類製造等の届出)

第 4 条 警察署長は、規則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の銃砲刀剣類製造等届出書、規則第 100 条第 1 項若しくは第 2 項の準空気銃製造等届出書、規則第 102 条第 2 項若しくは第 3 項の模造拳銃製造等届出書又は規則第 103 条第 2 項の模擬銃器製造等届出書の提出を受けたときは、提出された届出書 2 通のうち、1 通は細則第 3 条第 1 項の銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書、細則第 32 条の 2 第 1 項の準空気銃製造事業等届出済証明書、細則第 33 条第 1 項の模造拳銃製造事業等届出済証明書又は細則第 34 条第 1 項の模擬銃器製造事業等届出済証明書として、当該届出書の下部余白に細則第 3 条第 1 項（細則第 32 条の 2 第 1 項、第 33 条第 1 項及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する届出を受理した旨の記載を行った上、届出人に交付し、他の 1 通は銃砲刀剣類製造等届出stage帳、準空気銃製造等届出stage帳又は模造拳銃・模擬銃器製造等届出stage帳として索引を付して編さんし、保存するものとする。この場合において、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

- 2 警察署長は、細則第 3 条第 2 項の銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書、細則第 32 条の 2 第 2 項の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書、細則第 33 条第 2 項の模造拳銃製造・輸出事業廃止届出書又は細則第 34 条第 2 項の模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書の提出を受けたときは、提出された届出書に係る前項に規定する届出stage帳の欄外余白に「事業廃止」と朱書して整理するとともに、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(人命救助等従事者の届出)

第 5 条 警察署長は、規則第 5 条第 1 項の人命救助等に従事する者届出書（以下「従事者届出書」という。）の提出を受けたときは、人命救助等に従事する者の身分を運転免許証、健康保険証等により確認し、規則第 5 条第 2 項の人命救助等に従事する者届出済証

明書（以下この条において「届出済証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、当該届出済証明書には、警察署の記号を付した警察署における累年の一連番号を証明書番号として付し、専決公印を押すものとする。

- 2 警察署長は、届出済証明書を交付したときは、別記様式第2号の銃砲等又は刀剣類所持許可カード（以下「所持許可カード」という。）を新たに作成するとともに、従事者届出書に交付年月日及び証明書番号を朱書して従事者届出書を編さんし、保存するものとする。
- 3 警察署長は、従事者届出書により自己の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合又は従事者届出書の記載事項に変更を生じた場合の届出があったときは、当該従事者届出書に係る届出済証明書の提出を求め、記載事項を訂正するとともに、記載事項の変更欄に所定事項を記載した上、確認公印を押して届出人に交付するものとする。この場合において、届出済証明書の人命救助等に従事する者欄又は記載事項の変更欄に所定事項を記載できないときは、別紙として補助用紙を作成して当該届出済証明書に貼り付けるものとする。
- 4 前項に規定する届出があった場合は、所持許可カードを新たに作成するものとする。
- 5 警察署長は、細則第4条の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書の提出を受けた場合において、再交付の必要があると認めるときは、新たな届出済証明書を作成した上、再交付するものとする。この場合において、当該届出済証明書の表紙余白に再交付年月日及び再交付した旨を朱書し、確認公印を押すものとする。

（使用人の届出）

第6条 前条第1項及び第3項の規定は、規則第6条第1項の使用人届出書の提出を受けたとき、規則第6条第2項の使用人届出済証明書（以下この条において「届出済証明書」という。）を交付したとき、又は規則第6条第4項の使用人届出書の提出を受けたときについて準用する。この場合において、届出済証明書には、専決公印を押すとともに写真欄に届出に係る使用人の写真を貼り付け、届出済証明書と写真とに契印として公印規則第2条第2項の表7の項に掲げる公安委員会の公印（以下「押出し公印」という。）を押すものとする。

- 2 警察署長は、届出済証明書を交付したときは、当該届出済証明書に係る使用人届出書の余白に交付年月日、証明書番号を朱書し、使用人届出stage帳として索引を付して編さんし、保存するものとする。この場合において、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。
- 3 規則第6条第3項の規定による届出に係る使用人が解雇その他の理由により使用人でなくなった旨の届出を受けたときは、当該届出に係る現に交付している届出済証明書の返納を求めるものとする。この場合において、前項の使用人届出stage帳を整理し、提出を受けた使用人届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。
- 4 前条第5項の規定は、届出済証明書の再交付について準用する。
- 5 前項の場合において、提出を受けた細則第5条の使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書は、第2項の使用人届出stage帳に編さんし、保存するものとする。この場合において、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の所持許可申請）

第7条 警察署長は、規則第9条第1号の銃砲所持許可申請書、同条第1号の2のクロス

ボウ所持許可申請書又は同条第2号の刀剣類所持許可申請書（次条において「許可申請書」という。）の提出を受けたときは、別記様式第3号の面接調査書及び別記様式第3号の2の周辺調査書により所定の事項を調査した上、別記様式第4号の審査表により審査し、公安委員会が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に適合するか否かを判断した上、法第5条及び第5条の2の許可の基準に適合すると認めるときは、次項に規定する場合を除き許可を決定し、規則第31条の許可証（以下「許可証」という。）に所定の事項を記入の上、専決公印を押し申請人に交付するものとする。この場合において、ライフル銃以外の猟銃（他の猟銃に係る所持許可を受けている者からの申請に係るものに限る。）若しくは空気銃又はクロスボウの所持に係る許可証については、写真欄に申請人の写真を貼り付け、許可証と写真とに、契印として押出し公印を押し、許可年月日欄に確認公印を押して許可証を作成した上、申請人に交付し、又は申請人が現に所持する許可証の許可年月日欄に確認公印を押して返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請がライフル銃、ライフル銃以外の猟銃（他の猟銃に係る所持許可を受けていない者からの申請に係るものに限る。）、拳銃又は空気拳銃の所持の許可に係るものであるときは、別記様式第6号の銃砲刀剣類所持許可等上申書に係る書類を添えて生活安全企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。
- 3 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、審査表により審査し、審査基準並びに法第5条及び法第5条の2の許可の基準に適合すると認めるときは、香川県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）がその許可を決定するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、許可の決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付しなければならない。
- 4 警察署長は、生活安全企画課長から前項の規定による許可の決定の通知書類の送付を受けたときは、第1項に定めるところにより許可証を作成した上、申請人に交付し、又は申請人が現に所持する許可証に所定の事項を記載しなければならない。
- 5 警察署長は、第1項の規定による面接調査書及び周辺調査書により所定の事項を調査し、及び審査表により審査した結果、銃砲等又は刀剣類の所持を許可することが不適当と認めるとき、又は疑義が生じたときは、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
- 6 生活安全企画課長は、第2項又は前項の規定による上申を受け審査した場合において、審査基準又は法第5条若しくは第5条の2の許可の基準に適合しないため許可しないことが相当と認めるときは生活安全部長の決定により、疑義による上申であるときは警察本部長の決定により、当該決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。この場合において、不許可の決定であるときは、細則第9条の不許可通知書を併せて作成して送付しなければならない。
- 7 警察署長は、生活安全企画課長から、前項の規定による不許可の決定の通知書類及び不許可通知書の送付を受けたときは、当該不許可通知書を申請人に交付しなければならない。
- 8 生活安全企画課長は、法第6条第1項の規定により国際競技に参加する外国人から銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請があった場合において、申請人が競技に参加することを証するに足る資料等の提示を求めて審査基準に適合すると認めるときは、許可証

を交付しなければならない。

9 第1項、第4項又は前項の許可証には、別表2に定めるところにより許可証番号及び許可番号を付さなければならない。

10 警察署長は、第1項又は第4項の規定により許可証を作成し、又は許可証に所定の事項を記載したときは、ライフル銃、散弾銃若しくは空気銃（以下「猟銃等」という。）又はクロスボウ（法第4条第1項第1号の規定による許可の申請に係るものに限る。）にあっては別記様式第7号の銃砲等所持者カード（以下「所持者カード」という。）及び別記様式第8号の銃砲等登録カード（以下「登録カード」という。）を、猟銃等以外の銃砲若しくはクロスボウ（同号の規定による許可の申請に係るものを除く。）又は刀剣類にあっては所持許可カードを作成するものとする。

（認知機能検査）

第7条の2 警察署長は、許可申請書又は規則第9条第4号の猟銃等所持許可更新申請書若しくは規則第9条第4号の2のクロスボウ所持許可更新申請書（第16条において「更新申請書」という。）の提出を受けた場合において、申請人が法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する認知機能検査を受けなければならない者であるときは、細則第9条の2第1項の認知機能検査申請書を提出させるものとする。

2 警察署長は、前項の認知機能検査申請書の提出を受けたときは、あらかじめ指定を受けた検査員に規則第14条に規定する認知機能検査を行わせ、当該検査の結果を書面により申請人に通知するものとする。

3 警察署長は、前項の認知機能検査を行った結果、申請人が規則第15条に定める基準により算出した数値が36未満であるときは、別記様式第8号の2の受診等命令上申書に検査結果を通知する書面の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

4 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けたときは、その内容を審査し、受診命令をする必要があると認めるときは、生活安全部長がその命令を決定するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第9条の4の受診等命令書を作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。

5 警察署長は、生活安全企画課長から前項の受診等命令書の送付を受けたときは、速やかに、当該命令書を名宛人に交付するものとする。

（許可条件の付加又は変更）

第8条 警察署長は、許可又は更新の申請による調査の結果その他の理由により、法第4条第2項の規定により許可に条件を付し、又は変更する必要があると認めるときは、別記様式第9号の許可条件付加・変更上申書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、これを審査し、許可に条件を付し、又は変更することが相当であると認めるときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第20条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して、直接又は警察署長を経由して交付し、当該名宛人から弁明があったときは、弁明の機会の付与に係る行政手続法第29条の弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第22条第1項の弁明調書を作成

しなければならない。

- 3 生活安全企画課長は、第1項の規定による上申及び前項の弁明について審査し、危害予防上、許可に条件を付し、又は変更することが相当と認めるときは、警察本部長の決定により、条件を付加し、又は変更する事項及び理由を記載した書面を作成の上、上申に係る警察署長に送付しなければならない。
- 4 警察署長は、前項の規定による送付を受けたときは、当該名宛人である許可を受けた者に当該書面を交付するとともに、当該名宛人から許可証の提出を求め、当該許可証の許可の条件欄に当該許可の条件を記載した上、許可証を返還しなければならない。この場合において、猟銃等又はクロスボウ（法第4条第1項第1号の規定による許可の申請に係るものに限る。）にあっては所持者カードの許可の条件関係欄及び登録カードの特記事項欄に、猟銃等以外の銃砲若しくはクロスボウ（同号の規定による許可の申請に係るものを除く。）又は刀剣類にあっては所持許可カードの許可条件欄にその内容を記載するものとする。

（システム登録及び許可台帳）

第9条 生活安全企画課長又は警察署長は、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を決定した場合その他の警察本部長が別に定める場合は、香川県警察情報管理システムによる登録（以下「システム登録」という。）を行わなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、警察署長が行ったシステム登録の内容について点検を行い、不備がある場合は、速やかに当該警察署長に通知して修正を依頼するものとする。
- 3 所持者カード、登録カード及び所持許可カード（以下「カード」という。）の作成は、香川県警察情報管理システムを使用して行うものとする。この場合において、カードを作成した担当者以外の者が、システム登録及びカードの内容に誤りがないことを点検するものとする。
- 4 警察署長は、前項の規定により作成したカードを許可台帳として編さんし、保存するものとする。この場合において、カードを訂正したことにより、当該カードの記載事項が判読不能になったときは、新たなカードを作成の上、編さんし、保存するものとする。
- 5 前項の許可台帳には、規則別表第1に定める経歴書の写し並びに第7条の2第2項の規定による認知機能検査において使用した検査用紙及び採点補助用紙を併せて編さんし、保存するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の確認）

第10条 警察署長は、規則第17条第1項の規定により確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類及び当該許可証等の提出を受けた場合において、次に掲げる事項について審査し、適当と認めるときは、当該許可証に所定の事項を記入し、確認欄に確認公印を押した上、当該許可証とともに確認した銃砲等又は刀剣類を返還するものとする。この場合において、所持者カードについてはその裏面に確認年月日を記載し、登録カード及び所持許可カードについては新たに作成するものとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類が許可証に記載されているものと同一であるか否か
- (2) 銃砲等又は刀剣類が変装されていないか否か
- (3) 銃砲等の構造及び機能が令第9条に規定する基準に適合しているか否か

（打刻命令）

第11条 警察署長は、法第4条第1項第1号の規定により許可を受けた猟銃等又は法第9

条の6第1項若しくは第9条の11第1項の規定により備え付けた猟銃に、銃番号が打刻されていない場合、打刻されている銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号が打刻された猟銃等が存在する場合等は、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の猟銃等が公安委員会の定める処分基準（以下「処分基準」という。）に適合すると認めるときは、規則第18条の打刻命令書を作成し、欄外余白に打刻理由を記載の上、警察署長に送付するものとする。

3 警察署長は、前項の規定による打刻命令書の送付を受けたときは、当該猟銃等の所持の許可を受けている者に当該打刻命令書を交付し、法第4条の4第2項の規定により当該猟銃等に銃番号を打刻するよう命じるものとする。この場合において、当該猟銃等に銃番号が打刻されたことを確認したときは、その旨を生活安全企画課長に報告するとともに、許可証の銃番号を修正し、記載事項変更欄に所定事項を記載した上、確認公印を押すほか、所持者カードについては修正及び記載事項変更欄への記載を行い、登録カード又は所持許可カードについては新たに作成するものとする。

（表示措置命令）

第11条の2 警察署長は、法第4条第1項第1号の規定により許可を受けたクロスボウに、クロスボウ番号が表示されていない場合等は、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項のクロスボウが処分基準に適合すると認めるときは、規則第18条の2第2項の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を作成し、表示措置命令書の欄外余白に表示理由を記載の上、警察署長に送付するものとする。

3 警察署長は、前項の規定による表示措置命令書及びクロスボウ番号標の送付を受けたときは、当該クロスボウの所持の許可を受けている者に当該表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付し、法第4条の4第3項の規定により当該クロスボウにクロスボウ番号を表示するよう命じるものとする。この場合において、当該クロスボウにクロスボウ番号が表示されたことを確認したときは、その旨を生活安全企画課長に報告するとともに、許可証のクロスボウ番号を修正し、記載事項変更欄に所定事項を記載した上、確認公印を押すほか、所持者カードについては修正及び記載事項変更欄への記載を行い、登録カードについては新たに作成するものとする。

（許可期間の延長申請）

第12条 生活安全企画課長は、規則第30条の許可期間延長申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容を確認し、審査基準に適合すると認めるときは、当該許可に係る許可証の提出を求め、当該許可証の期間を朱書で書き換え、確認公印を押し、備考欄に期間延長した年月日を記入した上、当該許可証を申請人に交付するものとする。

（許可証の書換え）

第13条 警察署長は、規則第32条の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書の提出を受けた場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

（1）申請人が他の都道府県公安委員会の管轄区域内から転入してきた者であるときは、当該申請に係る許可証の記載事項を書き換え、記載事項変更欄に所定事項を記載した上、確認公印を押して当該許可証を申請人に返還するとともに、所持者カード及

び登録カード又は所持許可カードを作成すること。

- (2) 前号に規定する者以外のものであるときは、当該申請に係る許可証の記載事項を書き換え、記載事項変更欄に所定事項を記載した上、確認公印を押して当該許可証を申請人に返還するとともに、所持者カードについては修正及び記載事項変更欄への記載を行い、登録カード又は所持許可カードについては新たに作成すること。この場合において、申請人が県内の他の警察署の管轄区域内から転入してきた者であるときは、当該申請人の前の住所地を管轄する警察署長にその旨を通知して所持者カードの送付を受け、当該カードの修正及び記載事項変更欄への記載を行うとともに、登録カード又は所持許可カードを新たに作成すること。

(許可証の再交付)

第 14 条 警察署長は、規則第 33 条の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の提出を受けた場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、新たな許可証に所定の事項を記入の上、専決公印を押して申請人に交付するとともに、所持者カードについては再交付欄にその旨を記載し、所持許可カードについては新たに作成するものとする。ただし、法第 6 条の許可について再交付の申請を受けたときは、生活安全企画課長に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 警察署長は、前項本文の規定により新たな許可証を交付したときは、速やかに、その事実関係を調査した上、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

- 3 生活安全企画課長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な手配を行うものとする。

(確認、書換え等の通知)

第 15 条 生活安全企画課長は、警察署長から令第 35 条の規定による他の都道府県公安委員会への通知の依頼を受けたときは、別記様式第 10 号の銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書を該当の都道府県公安委員会に送付するものとする。ただし、令第 35 条第 2 項の規定による通知のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号又は第 3 号から第 5 号の 3 までの規定による許可に係る許可証の書換えをした場合の通知については、銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書の送付に代えて、警察庁情報管理システムの銃砲登録照会業務により行うものとする。

- 2 警察署長は、県内の他の警察署長に通知するときは、口頭により行うものとする。

(猟銃等又はクロスボウの所持許可の更新申請)

第 16 条 警察署長は、更新申請書の提出を受けたときは、第 10 条各号に掲げる事項について審査を行った後、申請人から提示された許可証の当該猟銃等又はクロスボウの許可内容を記載した頁の欄外上部余白に「更新申請中」と朱書し、当該猟銃等又はクロスボウとともに申請人に返還するものとする。

- 2 警察署長は、前項の更新の申請が散弾銃又は空気銃若しくはクロスボウの所持の許可に係るものであるときは、面接調査書及び周辺調査書より所定の事項を調査し、審査表により審査した上、審査基準並びに法第 5 条（第 1 項第 1 号を除く。）及び第 5 条の 2（第 6 項を除く。）の許可の基準に適合すると認めるときは、次に掲げる手続により許可の更新を行うものとする。ただし、更新の申請がライフル銃の所持の許可に係るものであるときは、銃砲刀剣類所持許可等上申書に係る書類を添えて生活安全企画課長を経由して

警察本部長に上申し、生活安全企画課長から当該更新の通知書類の送付を受けた後、許可の更新を行うものとする。

- (1) 規則第 35 条の規定により新たな許可証を交付する場合は、新しく許可証を作成し、申請人が現に所持する許可証と引換えに交付するとともに、所持者カード及び登録カードを新たに作成し、返納された許可証は廃棄すること。
- (2) 申請人から提出を受けた許可証の更新欄に記載する場合は、所定の事項を記載し、更新年月日欄の印には確認公印を押し、許可証を交付するとともに、所持者カードについては所定の事項を記載し、登録カードについては新たに作成すること。
- 3 生活安全企画課長は、前項ただし書の規定による上申を受けたときは、審査表により審査し、審査基準並びに法第 5 条（第 1 項第 1 号を除く。）及び第 5 条の 2（第 6 項を除く。）の許可の基準に適合すると認めるときは、生活安全部長がその更新を決定するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、当該更新の決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。
- 4 警察署長は、生活安全企画課長から前項に規定する更新の決定の通知書類の送付を受けたときは、許可の更新を行うものとする。この場合において、第 2 項の手続を準用するものとする。
- 5 警察署長は、面接調査書及び周辺調査書により所定の事項を調査し、及び審査表により審査した結果、猟銃等若しくはクロスボウの所持の許可を当該申請どおり更新することが不適当と認めるとき、又は疑義が生じたときは、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。
- 6 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、審査の結果、審査基準又は法第 5 条（第 1 項第 1 号を除く。）若しくは法第 5 条の 2（第 6 項を除く。）の許可の基準に適合しないため更新しないことが相当と認めるときは生活安全部長の決定により、疑義による上申であるときは警察本部長の決定により、当該決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。この場合において、許可の不更新の決定であるときは、細則第 17 条の不更新通知書を併せて作成して送付しなければならない。
- 7 警察署長は、前項の決定が許可の更新のときは申請人が現に所持する許可証と引換えに新たな許可証を交付し、若しくは申請人から提出を受けた許可証に記入して許可の更新を行い、決定が許可の不更新のときは当該申請人に送付を受けた不更新通知書を交付し、許可の更新を行わないものとする。

（許可証等の返納）

第 17 条 警察署長は、規則第 36 条の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書の提出を受けたときは、カード等を整理し、返納された許可証、規則第 55 条の教習資格認定証、規則第 69 条の練習資格認定証、規則第 77 条の年少射撃資格認定証及び規則第 82 条の 2 のクロスボウ射撃資格認定証は、廃棄するものとする。この場合において、規則第 5 条第 2 項の人命救助等に従事する者届出済証明書の交付を受けているときは、併せて当該証明書の返納を求め、廃棄するものとする。

（猟銃等又はクロスボウに係る許可証の記載事項の抹消）

第 18 条 警察署長は、規則第 37 条第 1 項の許可事項抹消申請書の提出を受けた場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、申請人から提出を受けた許可証の当該

申請に係る許可の抹消欄に所定の事項を記載するとともに当該許可内容を朱書で抹消の上、確認公印を押して許可証を申請人に返還し、所持者カード及び登録カードを整理するものとする。

(猟銃等講習会等)

第19条 警察署長は、規則第20条の講習受講申込書又は規則第80条の年少射撃資格講習受講申込書の提出を受けたときは、当該申込書を生活安全企画課長に送付するものとする。ただし、生活安全企画課長に送付するいとまがない場合は、事前に生活安全企画課長に連絡の上、申込人に猟銃等講習会、クロスボウ講習会又は年少射撃資格講習会の当日、当該申込書を持参するよう教示するものとする。

(技能講習)

第19条の2 警察署長は、規則第26条の技能講習受講申込書の提出を受けたときは、申込人が現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持許可を受けていることを確認し、当該申込書を生活安全企画課長に送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の申込書の送付を受けたときは、公安委員会が委託する教習射撃場と調整を行い、受講年月日及び受講射撃場を決定し、申込人に規則第27条の技能講習通知書を交付するものとする。

3 生活安全企画課長は、公安委員会が委託した教習射撃場の管理者から技能講習を実施した教習射撃指導員が作成した受講者の技能講習の結果の送付を受けたときは、受講者の住所地を管轄する警察署長に当該技能講習の結果を通知するものとする。

4 警察署長は、前項の技能講習の結果の通知に基づき技能講習の修了を認定し、規則第28条の技能講習修了証明書に所定の事項を記載して作成した上、当該修了証明書を受講者に交付するものとする。

(教習資格認定申請)

第20条 警察署長は、規則第9条第5号の教習資格認定申請書の提出を受けたときは、面接調査書及び周辺調査書により所定の事項を調査し、審査表により審査した上、審査基準並びに法第5条(第1項第1号及び第2項から第4項までを除く。)及び第5条の2(第3項、第6項及び第7項を除く。)の許可の基準に適合すると認めるときは、規則第55条の教習資格認定証に所定の事項を記載して作成した上、当該認定証を申請人に交付するものとする。

2 警察署長は、面接調査書及び周辺調査書により所定の事項を調査し、及び審査表により審査した結果、教習を受ける資格を認定することが不適当と認めるとき、又は疑義が生じたときは、銃砲刀剣類所持許可等上申書に係る書類を添付の上、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受け審査した場合において、審査基準又は法第5条(第1項第1号及び第2項から第4項までを除く。)若しくは法第5条の2(第3項、第6項及び第7項を除く。)の許可の基準に適合しないため認定しないことが相当と認めるときは生活安全部長の決定により、疑義による上申であるときは警察本部長の決定により、当該決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。この場合において、認定証の交付の拒否の決定であるときは、認定証の交付の拒否の通知書類を併せて作成して送付しなければならない。

4 警察署長は、前項の決定が認定証の交付のときは、教習資格認定証に所定の事項を記

載して作成した上、当該認定証を申請人に交付し、又は決定が認定証の交付の拒否のときは、当該申請人に送付を受けた認定証の交付の拒否の通知書類を交付し、認定を行わないものとする。

(練習資格認定申請)

第 20 条の 2 前条の規定は、練習資格認定申請に係る手続について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 9 条第 5 号の教習資格認定申請書」とあるのは「第 9 条第 6 号の練習資格認定申請書」と、「並びに法第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項から第 4 項までを除く。）及び第 5 条の 2（第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除く。）の」とあるのは「及び法第 9 条の 10 第 2 項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」と、「第 55 条の教習資格認定証」とあるのは「第 69 条の練習資格認定証」と、同条第 2 項中「教習」とあるのは「練習」と、同条第 3 項中「法第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項から第 4 項までを除く。）若しくは法第 5 条の 2（第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除く。）の」とあるのは「法第 9 条の 10 第 2 項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」と、同条第 4 項中「教習資格認定証」とあるのは「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

(クロスボウ射撃資格認定申請)

第 20 条の 3 第 20 条の規定は、クロスボウ射撃資格認定申請に係る手続について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 9 条第 5 号の教習資格認定申請書」とあるのは「第 9 条第 7 号のクロスボウ射撃資格認定申請書」と、「並びに法第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項から第 4 項までを除く。）及び第 5 条の 2（第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除く。）」とあるのは「及び法第 5 条（第 2 項から第 4 項までを除く。）」と、「第 55 条の教習資格認定証」とあるのは「第 82 条の 2 のクロスボウ射撃資格認定証」と、同条第 2 項中「教習を受ける資格」とあるのは「クロスボウ射撃資格」と、同条第 3 項中「法第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項から第 4 項までを除く。）若しくは法第 5 条の 2（第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除く。）」とあるのは「法第 5 条（第 2 項から第 4 項までを除く。）」と、同条第 4 項中「教習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

(講習修了証明書等の書換え又は再交付)

第 21 条 警察署長は、規則第 22 条第 1 項（規則第 25 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 82 条第 1 項及び第 82 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）の講習修了証明書等書換申請書又は規則第 22 条第 2 項（規則第 25 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 70 条第 2 項、第 82 条第 2 項及び第 82 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の講習修了証明書等再交付申請書の提出を受けた場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる措置をとった上、当該申請書の写しを作成して、生活安全企画課長に送付するものとする。

(1) 規則第 21 条の講習修了証明書、規則第 24 条の合格証明書、規則第 28 条の技能講習修了証明書、規則第 55 条の教習資格認定証、規則第 69 条の練習資格認定証、規則第 81 条の年少射撃資格講習修了証明書又は規則第 82 条の 2 のクロスボウ射撃資格認定証（以下この条において「証明書等」という。）の書換えをする場合は、当該証明書の所定の事項を書き換えるとともに、欄外余白に書換えを行った年月日を朱書した上、確認公印を押して当該証明書等を申請人に返還すること。

(2) 証明書等の再交付をする場合は、生活安全企画課長に照会し、亡失、盗難又は滅

失に係る証明書等と同じ内容の証明書等を新たに作成し、当該証明書等の交付年月日欄の下部余白に再交付年月日を朱書し、専決公印を押して当該証明書等を申請人に交付するとともに、申請書に必要事項を記入すること。

(年少射撃資格認定の申請)

第21条の2 警察署長は、規則第75条の年少射撃資格認定申請書の提出を受けたときは、面接調査書及び周辺調査書により所定の事項を調査し、審査表により審査した上、審査基準及び法第5条第1項（第1号を除く。）の許可の基準に適合すると認めるときは、規則第77条の年少射撃資格認定証に所定の事項を記載して作成した上、当該認定証を申請人に交付するものとする。

2 警察署長は、面接調査書及び周辺調査書により所定の事項を調査し、審査表により審査した結果、年少射撃資格を認定することが不適当と認めるとき、又は疑義が生じたときは、銃砲刀剣類所持許可等上申書に関係書類を添付の上、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受け審査した場合において、審査基準又は法第5条第1項（第1号を除く。）の許可の基準に適合しないため認定しないことが相当と認めるときは生活安全部長の決定により、疑義による上申であるときは警察本部長の決定により、当該決定の通知書類を作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。この場合において、認定証の交付の拒否の決定であるときは、認定証の交付の拒否の通知書類を併せて作成して送付しなければならない。

4 警察署長は、前項の決定が認定証の交付のときは、年少射撃資格認定証に所定の事項を記載して作成した上、当該認定証を申請人に交付し、又は決定が認定証の交付の拒否のときは、当該申請人に送付を受けた認定証の交付の拒否の通知書類を交付し、認定を行わないものとする。

(年少射撃資格認定証の書換え又は再交付)

第21条の3 警察署長は、規則第78条の年少射撃資格認定証書換申請書又は規則第79条の年少射撃資格認定証再交付申請書の提出を受けた場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる措置をとった上、当該申請書の写しを作成して、生活安全企画課長に送付するものとする。

(1) 規則第77条の年少射撃資格認定証（以下この条において「認定証」という。）の書換えをする場合は、当該認定証の所定の事項を書き換えるとともに、欄外余白に書換えを行った年月日を朱書した上、確認公印を押して当該認定証を申請人に返還すること。

(2) 認定証の再交付をする場合は、生活安全企画課長に照会し、亡失、盗難又は滅失に係る認定証と同じ内容の認定証を新たに作成し、当該認定証の交付年月日欄の下部余白に再交付年月日を朱書し、専決公印を押して当該認定証を申請人に交付するとともに、申請書に必要事項を記入すること。

(指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定)

第22条 警察署長は、射場府令第10条の指定射撃場の指定申請書、規則第50条の教習射撃場指定申請書又は規則第64条の練習射撃場指定申請書の提出を受けたときは、射場府令第4条から第9条までに規定する指定射撃場の指定基準、規則第47条から第49条までに規定する教習射撃場の指定基準又は規則第63条において準用する規則第47条

(第2号イ、ロ及び二を除く。)に規定する練習射撃場の指定基準について審査し、別記様式第11号の指定射撃場指定上申書又は別記様式第12号の教習射撃場・練習射撃場指定上申書に当該申請書及び添付書類並びに調査書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による指定の上申を受けた場合において、審査基準により審査の上、指定基準に適合すると認めるときは、警察本部長の決定により、射場府令第11条の指定通知書、規則第51条の教習射撃場指定書又は規則第65条の練習射撃場指定書を作成し、警察署長を経由して申請人に交付するものとする。
- 3 警察署長は、前項の規定により指定通知書を交付したときは、当該指定通知書の写し及び当該指定通知書に係る申請書、添付書類等の写しを指定射撃場台帳として索引を付して編さんし、保存するものとする。
- 4 警察署長は、第2項の規定により教習射撃場指定書又は練習射撃場指定書を交付したときは、当該指定書の写し及び当該指定書に係る申請書、添付書類等の写しを教習射撃場台帳又は練習射撃場台帳として索引を付して編さんし、保存するものとする。
- 5 警察署長は、規則第52条の教習射撃指導員選任等届出書又は規則第66条の練習射撃指導員選任等届出書の提出を受けたときは、当該届出書を教習射撃場台帳又は練習射撃場台帳に編さんし、保存するとともに、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。
- 6 警察署長は、射場府令第13条の記載事項変更届又は規則第54条(規則第68条において準用する場合を含む。)の教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書の提出を受けた場合において、当該変更届等の内容を確認し、又は調査し、適当と認めるときは、当該変更届等及び調査書類を第3項又は第4項のそれぞれの関係する台帳に編さんし、保存するとともに、当該変更届等及び調査書類の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(教習用備付け銃又は練習用備付け銃の届出)

- 第23条 警察署長は、規則第58条第1項(規則第72条において準用する場合を含む。)の教習用備付け銃等届出書又は教習用備付け銃等変更届出書の提出を受けた場合において、銃の構造及び機能が令第27条又は規則第19条若しくは第71条に規定する備付け銃の備付けの基準に適合すると認めるときは、提出された届出書2通のうち、1通は細則第22条の教習用備付け銃届出済証明書又は細則第25条第1項の練習用備付け銃届出済証明書として当該届出書を受理した旨を記載した上、当該届出人に交付し、他の1通は教習射撃場台帳又は練習射撃場台帳に編さんし、保存するとともに、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(射撃指導員の指定)

- 第24条 警察署長は、規則第43条の射撃指導員指定申請書の提出を受けたときは、別記様式第13号の射撃指導員指定申請に対する調査書により所定の調査を行い、別記様式第14号の射撃指導員指定上申書に当該申請書及び調査書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、審査の結果、審査基準及び規則第42条に規定する猟銃等射撃指導員の基準又は規則第42条の2に規定するクロスボウ射撃指導員の基準に適合すると認めるときは、細則第19条に規定する射

撃指導員として必要な知識の有無の認定に係る考查の実施計画を策定の上、申請者に通知し、考查を実施するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の考查の結果、合格基準に達した成績の者について、警察本部長の決定により、規則第 44 条の射撃指導員指定書を作成の上、当該指定書を交付して指定するものとする。この場合において、申請者が後日の交付を希望する場合は、警察署長を経由して行うことができる。

4 生活安全企画課長は、前項の場合において、当該指定書の写しを作成の上、上申に係る警察署長に送付するものとする。この場合において、警察署長は、当該指定書の写し並びに当該指定書に係る上申書、申請書及び調査書類のそれぞれの写しを射撃指導員台帳として索引を付して編さんし、保存するものとする。

(銃砲等の保管状況に関する報告徴収及び立入検査)

第 25 条 警察署長は、次に掲げる場合においては、法第 10 条の 6 の規定により銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告を求めるものとする。

(1) 法第 4 条の 4 第 1 項の規定により所持の許可に係る銃砲等の確認をする場合

(2) 法第 7 条第 2 項の規定により許可証の書換えをする場合（保管状況に変更がないことが明らかなときを除く。）

(3) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定により猟銃等又はクロスボウの所持の許可の更新をする場合（保管状況に変更がないことが明らかなときを除く。）

(4) その他警察署長が必要があると認める場合

2 警察署長は、細則第 27 条第 1 項の保管状況報告書の提出を受けたときは、規則第 83 条又は第 83 条の 2 の基準に適合するか否かを確認し、保管状況報告書として索引を付して編さんし、保存するものとする。ただし、当該基準に適合していないと認めるときは、銃砲等を所持する者に不適合の部分を指摘し、設備等を改善させ、改めて保管状況報告書を提出させるものとする。

3 警察署長は、法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき立入検査を行う必要があると認めるときは、猟銃の保管状況の問題がある事項について書面により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

4 生活安全企画課長は、前項の規定による報告を受け、立入検査を行う必要があると認めるときは、細則第 27 条第 2 項の立入検査実施通告書を作成し当該報告を行った警察署長に送付するものとする。

5 警察署長は、前項の立入検査実施通告書の送付を受けたときは、猟銃を所持する者に当該通告書を交付した上、立入検査を行うものとする。

(保管業の届出)

第 26 条 警察署長は、規則第 90 条第 1 項又は第 2 項の保管業届出書の提出を受けたときは、当該届出書の内容及び保管設備を確認し、当該届出書 2 通のうち、1 通を細則第 28 条第 1 項の保管業届出済証明書として当該届出書に受理した旨を記載した上、届出人に交付し、他の 1 通を保管業届出台帳として索引を付して編さんし、保存するとともに、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

2 警察署長は、規則第 90 条第 4 項の保管業廃止届出書の提出を受けたときは、当該届出書に係る保管業届出台帳の欄外余白に保管業を廃止する旨を朱書するとともに、当該届出書の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の仮領置）

第 27 条 警察署長は、銃砲等又は刀剣類を所持する者が法第 8 条第 7 項、第 9 条の 8 第 3 項、第 9 条の 12 第 2 項、第 11 条第 8 項若しくは第 9 項、第 25 条第 1 項又は第 26 条第 2 項の規定に該当し処分基準に適合すると認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置した後、規則第 38 条の仮領置書を作成の上、銃砲等又は刀剣類を提出した者（以下この条において「提出者」という。）に交付するものとする。

2 警察署長は、法第 8 条第 7 項又は第 11 条第 8 項若しくは第 9 項の規定により仮領置した銃砲等が拳銃の場合で当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、法第 8 条の 2 第 2 項又は第 11 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により、併せて拳銃部品の提出を命じ、これも仮領置し、拳銃の仮領置書に併記し、又は新たに仮領置書を作成の上、提出者に交付するものとする。

3 警察署長は、法第 25 条第 1 項の規定により仮領置した場合において、提出者が当該銃砲等又は刀剣類を法第 14 条第 1 項の登録を希望するときは登録の対象か否かを判断し、登録の対象と認めるときは、仮領置書の仮領置物件の種類及び特徴欄に登録の対象と認めた日付及び警察署長名並びに当該銃砲等又は刀剣類が登録の申請の対象物件である旨を記載し、法第 4 条第 1 項の所持の許可を希望するときは許可の対象か否かを判断し、許可の対象と認めるときは、仮領置書の仮領置物件の種類及び特徴欄に許可の対象と認めた日付及び警察署長名並びに当該銃砲等又は刀剣類が所持の許可の申請の対象物件である旨を記載し、それぞれ当該仮領置書に香川県警察公印規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 22 号）第 2 条第 1 項に掲げる警察署長の公印（以下「警察署長印」という。）を押して交付するものとする。

4 警察署長は、第 1 項及び第 2 項の規定により仮領置した銃砲等、刀剣類又は拳銃部品については、別記様式第 15 号の表示札を添付して専用の保管庫に保管し、別記様式第 16 号の仮領置報告書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（仮領置した銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還）

第 28 条 警察署長は、規則第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定による銃砲等又は刀剣類返還申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、規則第 40 条に規定する手続により当該申請書に係る銃砲等、刀剣類又は拳銃部品を返還するとともに、仮領置報告書の写しの処理結果欄に銃砲等、刀剣類又は拳銃部品を返還した旨を朱書し、その処理結果を生活安全企画課長に通報するものとする。

2 警察署長は、法第 11 条第 11 項の規定による許可が取り消されなかった場合の銃砲等若しくは刀剣類の返還又は法第 26 条第 5 項の規定による告示した期間が満了した場合若しくは告示の効力を失った場合の銃砲等若しくは刀剣類の返還は、これらの所持に係る許可証又は銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年文化財保護委員会規則第 1 号）第 7 条の登録証の提示を求め、本人であることを確認した上、規則第 40 条に規定する手続により当該銃砲等又は刀剣類を返還するとともに、仮領置報告書の写しの処理結果欄に銃砲等、刀剣類又は拳銃部品を返還した旨を朱書し、その処理結果を生活安全企画課長に通報するものとする。

3 警察署長は、法第 25 条第 3 項の規定による銃砲等又は刀剣類の返還の申出があったときは、規則第 40 条に規定する手続によるほか、次に掲げる手続により返還するとともに

に、仮領置報告書の写しの処理結果欄に銃砲等又は刀剣類を返還した旨を朱書し、その処理結果を生活安全企画課長に通報するものとする。

- (1) 法第 25 条第 3 項第 1 号の規定により銃砲等又は刀剣類を返還するときは、仮領置した銃砲等又は刀剣類の所持に係る許可証により当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者であることを確認し、通関手続を完了させた上、当該銃砲等又は刀剣類を返還すること。
- (2) 法第 25 条第 3 項第 2 号に規定する登録を受けようとするときは、登録を受けようとする者の身分を旅券等により確認し、規則第 111 条の申出受理簿に必要事項を録取し、通関手続を完了させた上、規則第 111 条の引渡書を交付し、仮領置した銃砲又は刀剣類を返還するとともに、別記様式第 17 号の銃砲刀剣類登録申出通知書により当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた者の住所地を管轄する警察署長に通報すること。
- (3) 法第 25 条第 3 項第 3 号又は第 4 号の規定により銃砲等又は刀剣類を返還するときは、本邦外に持ち出し、又は積み出そうとする事実を確認し、出国港又は積出地の税関において、仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還すること。

(調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管)

第28条の2 警察署長は、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けた者が法第13条の3第1項の規定に該当し、その者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認めるときは、別記様式第17号の2の提出命令上申書にその理由を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けたときは、その内容を審査し、保管する必要があると認めるときは、生活安全部長がその提出命令を決定するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、提出命令に係る書面を作成した上、上申に係る警察署長に送付するものとする。
- 3 警察署長は、前項の規定による提出命令に係る書面の送付を受けたときは、規則第96条の保管書に所定の事項を記載して作成した上、当該保管書を銃砲等又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。
- 4 警察署長は、法第13条の3第1項の規定により保管した銃砲等が拳銃の場合で当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、法第13条の3第3項の規定により、併せて拳銃部品の提出を命じ、これも保管し、拳銃の保管書に併記し、又は新たに保管書を作成の上、拳銃部品を提出した者に交付するものとする。
- 5 警察署長は、前2項の規定により保管書を交付したときは、当該保管書の写しを作成し、生活安全企画課長へ送付するものとする。
- 6 警察署長は、第3項及び第4項の規定により保管した銃砲等、刀剣類又は拳銃部品については、表示札を添付して専用の保管庫に保管するものとする。

(保管した銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還)

第28条の3 生活安全企画課長は、前条第2項の規定により保管した銃砲等又は刀剣類について、法第13条の3第2項の規定により返還することが適当であると認めるときは、生活安全部長がその返還を決定するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、返還に係る書面を作成した上、前条第1項の上申に係る警察署長に送付するものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定による返還に係る書面の送付を受けたとき及び法第13条の3

第4項の規定により拳銃部品を返還することが適当であると認めるときは、保管した銃砲等、刀剣類又は拳銃部品を提出した者に返還するものとする。この場合において、交付した保管書及び規則第97条の受領書と引換えに返還を行うものとする。

(仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継ぎの通知)

第29条 警察署長は、法第25条第2項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継ぎをしたときは、速やかに上陸地を管轄する税関に通知するものとする。

(仮領置期間の延長承認申請)

第30条 警察署長は、規則第112条の期間延長承認申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容を審査し、期間を延長することがやむを得ないと認めるときに限り、仮領置書の提出を求め、その欄外に承認年月日及び承認期間並びに警察署長名を記載した上、警察署長印を押して交付するとともに、仮領置報告書の写しの処理結果欄に期間延長を承認する旨を朱書し、その処理結果を生活安全企画課長に通報するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第31条 警察署長は、法第27条第1項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類については、表示札を添付して専用の保管庫に保管しなければならない。この場合において、規則第113条の提出命令書控の写しを作成の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(返還しない銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の引継ぎ)

第32条 警察署長は、次に掲げる場合においては、当該銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃を、別記様式第18号の銃砲刀剣類等送付書とともに生活安全企画課長を経由して警察本部長に引き継ぐものとする。

- (1) 法第8条第7項又は第8条の2第2項の規定により銃砲等、刀剣類又は拳銃部品を仮領置した日から起算して6月以内に返還の申請がなく、売却又は廃棄の処分をする必要があると認める場合
- (2) 法第11条第12項又は第11条の2第6項に規定する許可が取り消された日から起算して6月以内に仮領置した銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還の申請がなく、売却又は廃棄の処分をする必要があると認める場合
- (3) 法第24条の2第7項の規定により所持を禁止されている者から銃砲等、刀剣類又は準空気銃が提出された場合であって、返還しない場合
- (4) 法第27条第1項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命じた場合
(売却処分)

第33条 警察本部長は、仮領置し、一時保管し、又は提出を命令した銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃を売却したときは、規則第41条の代金明細書を作成の上、当該銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃を仮領置等した警察署長に当該代金明細書及び売却代金を送付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による送付を受けたときは、規則第41条に規定する手続により当該代金明細書及び売却代金を当該銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃を提出した者に交付するものとする。

3 生活安全企画課長又は警察署長は、仮領置報告書の処理結果欄、規則第105条第2項の一時保管銃砲刀剣類等引継書の備考欄又は規則第113条の提出命令書控の余白及びそれぞれの書類の写しに売却処分に係る処理経過を朱書するものとする。

(廃棄処分)

第 34 条 警察本部長は、仮領置し、一時保管し、又は提出を命令した銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃が売却できないとき、又は不正に改造され、若しくは変装されたものであって売却できないと認めるときは、廃棄処分の決定をし、生活安全企画課長に廃棄処分させるものとする。

2 生活安全企画課長は、銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の廃棄処分をしたときは、廃棄処分の通知書類を作成し、当該銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃を仮領置等した警察署長に送付するものとする。

3 警察署長は、前項の通知書類の送付を受けたときは、仮領置等に係る銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃を提出した者に交付するものとする。

4 生活安全企画課長又は警察署長は、仮領置報告書の処理結果欄、規則第 105 条第 2 項の一時保管銃砲刀剣類等引継書の備考欄又は規則第 113 条の提出命令書控の余白及びそれぞれの書類の写しに廃棄処分に係る処理経過を朱書するものとする。

(国帰属物品の引継ぎ)

第 35 条 警察署長は、次に掲げる場合においては、一時保管し、又は仮領置した銃砲等、刀剣類又は準空気銃を、別記様式第 19 号の国帰属銃砲刀剣類等引継書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に引き継ぐものとする。

(1) 法第 24 条の 2 第 9 項の規定による公告の日から起算して 6 月を経過しても返還することができない銃砲等、刀剣類又は準空気銃のうち、令第 38 条に定めるところにより国に帰属するものがある場合

(2) 法第 25 条第 5 項に規定する所定の期間内に返還を受けなかった銃砲等又は刀剣類がある場合

2 警察署長は、前項第 2 号の場合においては、当該銃砲等又は刀剣類の所有権が国に帰属した旨を上陸地を管轄する税関に通報するものとする。

3 警察本部長は、第 1 項の規定により引継ぎを受けた拳銃については、生活安全企画課長をして別記様式第 20 号の送付書により警察庁長官官房会計課長に引き継がせるものとする。

(県帰属物品)

第 36 条 警察署長は、銃砲等又は刀剣類を正当に所持している者又は相続人として当該銃砲等又は刀剣類を現に占有している者（以下「所有者等」という。）が当該銃砲等又は刀剣類の所有権又は占有権を放棄した上、適法な処理を委ねるため、当該銃砲等又は刀剣類を提出しようとしたときは、別記様式第 21 号の廃棄依頼書の提出を求めた上で、当該銃砲又は刀剣類を受領するものとする。

2 前項の規定により警察署長が受領した銃砲等又は刀剣類の所有権は、受領した日をもって県に帰属するものとする。

3 警察署長は、法第 24 条の 2 第 10 項又は前項の規定により県に帰属した銃砲等、刀剣類又は刃物を別記様式第 22 号の県帰属銃砲刀剣類等一覧表に記載して香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「県会計規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する物品出納命令者（警察本部長又は警察署長をいう。）に引継ぎをし、県会計規則に定めるところにより廃棄処分をするものとする。

4 前項の規定により銃砲等、刀剣類又は刃物の廃棄処分をするときは、当該銃砲等、刀

剣類又は刃物を切断等による復元できない方法により使用することができない状態にしなければならない。ただし、拳銃については、別記様式第 23 号の拳銃引継書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に引き継ぐものとする。

- 5 警察本部長は、前項の規定により引継ぎを受けた拳銃については、生活安全企画課長をして別記様式第 24 号の送付書により警察庁長官官房会計課長に引き継がせるものとする。

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

第 37 条 警察署長は、法第 26 条第 1 項の規定により銃砲等又は刀剣類の授受、運搬若しくは携帯を禁止し、又は制限する必要があると認める場合においては、災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある状況並びに禁止又は制限を必要とする地域及び期間を書面、電話等により、速やかに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(発見及び拾得)

第 38 条 警察署長は、法第 23 条の規定による銃砲等又は刀剣類の発見又は拾得の届出を受けたときは、その事実関係を調査し、事件として送致する場合又は法第 27 条第 1 項の規定により提出を命ずる場合のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 法第 14 条第 1 項の規定による登録を受けて届出に係る銃砲又は刀剣類の所持を希望する届出人については、その者に細則第 35 条第 1 項の古式銃砲・刀剣類発見届に必要な事項の記入を求め、当該銃砲又は刀剣類を確認した上、同項の古式銃砲・刀剣類発見届出済証及び古式銃砲・刀剣類登録通知書をその者に交付し、登録申請に必要な事項を教示するとともに、同項の古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書に所定事項を記入の上、これを生活安全企画課長を経由して関係する都道府県教育委員会に送付すること。
- (2) 前号の古式銃砲・刀剣類発見届は、届出を受けた警察署において編さんし、都道府県教育委員会から生活安全企画課長を経由して返送される古式銃砲・刀剣類登録通知書と対照して、登録されなかった銃砲又は刀剣類が不正に所持されることのないよう結果の確認に努めること。
- (3) 第 1 号に規定する届出人以外の届出人については、細則第 35 条第 1 項の銃砲等又は刀剣類発見届に必要な事項の記入を求め、当該銃砲等又は刀剣類を確認すること。この場合において、銃砲等又は刀剣類発見届は、届出を受けた警察署において編さんすること。

(銃砲等又は刀剣類の盗難等の手配)

第 39 条 警察署長は、法第 23 条の 2 の規定による銃砲等又は刀剣類の盗難又は亡失の届出を受けたときは、直ちにその事実関係を調査し、その結果を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による報告を受けたときは、盗難又は亡失に係る銃砲等又は刀剣類について必要な手配を行うものとする。
- 3 警察署長は、第 1 項の場合において、当該許可に係る事項の抹消若しくは許可証の返納を求め、又は都道府県教育委員会に対する銃砲刀剣類登録規則第 7 条の登録証の返納を教示するものとする。

(指示)

第 40 条 警察署長は、銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可を受けている者又は年少射撃資格者が法第 10 条の 9 の規定に該当し、処分基準に適合すると認めるときは、別記様式第 25 号の指示上申書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、これを審査し、指示することが相当と認めるときは、生活安全部長の決定により、行政手続法第 13 条第 2 項に規定する場合を除き、聴聞規則第 20 条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して、直接又は警察署長を経由して交付し、当該名宛人から弁明があったときは、同法第 29 条第 1 項の弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第 22 条第 1 項の弁明調書を作成するものとする。

3 生活安全企画課長は、指示上申書及び弁明書又は弁明調書に基づく審査の結果、法第 10 条の 9 の規定により、処分基準に適合して指示することが相当と認めるときは、生活安全部長の決定により、処分に係る通知書類とともに細則第 29 条の指示書を作成して上申に係る警察署長に送付するものとする。

4 警察署長は、前項の通知書類及び指示書の送付を受けたときは、速やかに当該指示書を名宛人である所持の許可を受けている者に交付して処分を執行し、指示後における指示事項の履行状況を確認の上、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(改善等命令)

第 41 条 警察署長は、教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃に係る保管の設備若しくは方法が規則第 59 条若しくは第 73 条の基準に適合していないと認める場合、銃砲等を保管する者が法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 3 項の規定に違反して当該銃砲等を保管していると認める場合、法第 10 条の 8 第 1 項の規定により委託を受けて保管する猟銃若しくは空気銃に係る保管の設備若しくは方法が規則第 91 条の基準に適合していないと認める場合又は法第 10 条の 8 の 2 第 1 項の規定により委託を受けて保管するクロスボウに係る保管の設備若しくは方法が規則第 91 条の 2 の基準に適合していないと認める場合において、処分基準に適合すると認めるときは、別記様式第 26 号の改善等命令上申書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けたときは、これを審査し、命令することが相当と認めるときは、生活安全部長の決定により、行政手続法第 13 条第 2 項に規定する場合を除き、聴聞規則第 20 条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して、直接又は警察署長を経由して交付し、当該名宛人から弁明があったときは、同法第 29 条第 1 項の弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第 22 条第 1 項の弁明調書を作成するものとする。

3 生活安全企画課長は、改善等命令上申書及び弁明書又は弁明調書に基づく審査の結果、法の命令の規定により、処分基準に適合して命令することが相当と認めるときは、警察本部長の決定により、命令の決定に係る通知書類とともに細則第 23 条の教習用備付け銃保管状況改善等命令書、細則第 25 条第 2 項の練習用備付け銃保管状況改善等命令書、細則第 27 条第 3 項の銃砲保管状況改善等命令書又は細則第 28 条第 2 項の保管業務改善等命令書を作成して上申に係る警察署長に送付するものとする。

4 警察署長は、前項の通知書類及び命令書の送付を受けたときは、速やかに、当該命令

書を名宛人に交付して処分を執行し、命令後における改善等命令に係る事項の履行状況を確認の上、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(許可等の取消し)

第 42 条 警察署長は、法第 11 条第 1 項から第 7 項まで又は法第 11 条の 3 の規定に該当し、処分基準に適合すると認めるときは、取消しの理由を明らかにした報告書及びその他の資料を添えて、別記様式第 27 号の許可等取消上申書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

2 警察署長は、教習資格、練習資格又はクロスボウ射撃資格の認定を受けた者が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる許可の基準に適合しなくなり、処分基準に適合すると認めるときは、書面により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(1) 教習資格の認定を受けた者 法第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項から第 4 項までを除く。）及び第 5 条の 2（第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除く。）の許可の基準

(2) 練習資格の認定を受けた者 法第 9 条の 10 第 2 項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める許可の基準

(3) クロスボウ射撃資格の認定を受けた者 法第 5 条（第 2 項から第 4 項までを除く。）の許可の基準

3 生活安全企画課長は、前 2 項の上申又は報告を受けた場合において、審査の結果、許可又は認定の取消しを行うため、聴聞を行うことが相当と認めるときは、公安委員会の決定により、上申又は報告に係る者に対し聴聞規則第 8 条の聴聞通知書を直接又は警察署長を経由して交付するものとする。

4 生活安全企画課長は、聴聞後、公安委員会が取消しを決定したときは、当該決定に係る通知書類及び細則第 30 条の銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書、細則第 21 条の教習資格認定取消通知書、細則第 24 条の練習資格認定取消通知書、細則第 25 条の 6 のクロスボウ射撃資格認定取消通知書又は細則第 30 条の 2 の年少射撃資格認定取消通知書を作成の上、上申又は報告に係る警察署長に送付するものとする。

5 警察署長は、前項の通知書類及び取消通知書の送付を受けたときは、速やかに当該取消通知書を名宛人である許可又は認定に係る者に交付して処分を通知し、銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可証、規則第 55 条の教習資格認定証、規則第 69 条の練習資格認定証、規則第 77 条の年少射撃資格認定証又は規則第 82 条の 2 のクロスボウ射撃資格認定証を返納させるものとする。

(指定基準等不適合による行政処分)

第 43 条 警察署長は、指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指導警告を行うとともに、その状況を、速やかに書面により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(1) 指定射撃場の位置及び構造設備等が法第 9 条の 2 第 1 項に規定する指定基準に適合しなくなった場合

(2) 教習射撃場が法第 9 条の 8 第 1 項各号に掲げる場合及び規則第 57 条の教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付した場合

(3) 練習射撃場が法第 9 条の 12 第 1 項各号に掲げる場合

- (4) 猟銃等射撃指導員が規則第 42 条の基準に適合しなくなった場合
- (5) 教習射撃指導員又は練習射撃指導員がその業務に関し不正な行為等をした場合
- 2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の報告を受けたときについて準用する。ただし、前項第 2 号の場合において、生活安全企画課長は、6 月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における教習修了証明書を交付することを禁止することが相当であると認めるときは、生活安全部長の決定により、行政手続法第 13 条第 2 項に規定する場合を除き、聴聞規則第 20 条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して、直接又は警察署長を経由して交付し、当該名宛人から弁明があったときは、同法第 29 条第 1 項の弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第 22 条第 1 項の弁明調書を作成するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、前項ただし書の場合において、第 1 項の報告及び弁明書又は弁明調書に基づく審査の結果、法第 9 条の 8 第 1 項の規定により、処分基準に適合して禁止することが相当と認めるときは、警察本部長の決定により、処分に係る通知書類とともに規則第 62 条の教習修了証明書交付禁止通知書を作成して報告に係る警察署長に送付するものとする。
- 4 警察署長は、処分に係る通知書類及び射場府令第 14 条の指定解除通知書、規則第 62 条の教習修了証明書交付禁止通知書、規則第 61 条の教習射撃場指定解除通知書、規則第 74 条の練習射撃場指定解除通知書、規則第 45 条の射撃指導員指定解除通知書、規則第 53 条の教習射撃指導員解任命令書又は規則第 67 条の練習射撃指導員解任命令書の送付を受けたときは、速やかに当該通知書又は命令書を名宛人である当該射撃場の設置者若しくは管理者又は当該猟銃等射撃指導員に交付して処分を通知するとともに、指定射撃場台帳、教習射撃場台帳、練習射撃場台帳又は射撃指導員台帳にその旨を記載して、整理しておくものとする。

(猟銃安全指導委員の委嘱等)

- 第43条の 2 警察署長は、指導委員規則第 2 条第 1 項の規定による猟銃安全指導委員を推薦するときは、法第28条の 2 第 1 項に掲げる要件を満たしているか調査した上、別記様式第27号の 2 の猟銃安全指導委員推薦書により、生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、前項の猟銃安全指導委員推薦書の送付を受けたときは、これを審査し、委嘱することが相当であると認めるときは、生活安全部長がその委嘱を決定するものとする。
 - 3 生活安全企画課長は、前項の規定により委嘱された猟銃安全指導委員を推薦した警察署長に通知するものとする。

(申出の取扱い)

- 第43条の 3 警察署長は、法第29条の規定による申出を受理するときは、原則として、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させるものとする。ただし、口頭等による申出の場合にあっては、総合的に判断して申出に該当すると認められるものに限り、受け付けるものとする。
- (1) 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先
 - (2) 申出の対象者の氏名等対象者の人定に関する事項
 - (3) 申出の趣旨

(4) その他参考となる事項

- 2 警察署長は、前項の申出を受理したときは、その都度、生活安全企画課長に報告するものとする。この場合において、警察署長は、申出の内容について必要な調査を行うとともに、システム登録を行うものとする。
- 3 生活安全企画課長は、前項の報告を受けたときは、その結果を踏まえた適当な措置を行うとともに、その結果を公安委員会に報告するものとする。

(許可証への用紙の貼付け)

第43条の4 第7条第1項及び第4項、第14条第1項並びに第16条第2項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新たに作成し、又は申請人が現に所持する許可証に、所定の事項が印字された用紙を貼り付けることをもって、所定の事項の記入又は記載に代えることができる。この場合において、当該許可証と貼り付けた用紙とに、契印として確認公印を押すものとする。

(審査請求等の教示)

第44条 申請に対する処分又は銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可を受けた者等に対する不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則(平成28年香川県公安委員会規則第3号)第26条に規定する教示文を記載して行うものとする。

(受領書の取扱い)

第45条 生活安全企画課長又は警察署長は、申請人又は銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可を受けた者等に対し、公安委員会又は警察署長が発する書面を交付する場合において、必要があると認めるときは、別記様式第28号の受領書の例により受領書を徴するものとする。この場合において、申請に対する処分又は不利益処分の書面の交付に係る受領書は、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(手数料)

第46条 生活安全企画課長又は警察署長は、香川県警察関係手数料条例(平成12年香川県条例第4号)別表第6に規定する事務の手数料を、同条例第3条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)及び香川県警察証紙収納事務取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第2号)の規定により収納しなければならない。

(報告)

第47条 警察署長は、提出を受けた申請及び届出に係る毎月の処理状況を、別記様式第29号の銃砲刀剣類許可事務等処理状況報告書及び別記様式第30号の香川県公安委員会事務の専決処理表により、翌月5日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成14年2月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に申請等がなされたものの取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 この訓令の施行の際、旧訓令の規定により備え付ける台帳は、この訓令の規定により備え付ける台帳とみなす。ただし、次の表の左欄に掲げる台帳は、同表の右欄に掲げる台帳と読み替えるものとする。

旧訓令の規定による台帳	新訓令の規定による台帳
模造けん銃製造等届出台帳 模擬銃器製造等届出台帳	模造けん銃・模擬銃器製造等届出台帳
指定射撃場指定台帳	指定射撃場台帳
教習射撃場指定台帳 教習用備付け銃届出台帳	教習射撃場台帳
練習射撃場指定台帳 練習用備付け銃届出台帳	練習射撃場台帳
射撃指導員指定台帳	射撃指導員台帳
猟銃等保管業者台帳	猟銃等保管業届出台帳

附 則（平成 14 年 11 月 22 日本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 14 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 14 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 16 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 19 日本部訓令第 8 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第 2 号による銃砲（刀剣類）所持許可カード、別記様式第 8 号による猟銃等所持者カード及び別記様式第 9 号による猟銃等登録カードは、それぞれ改正後の別記様式第 2 号による銃砲（刀剣類）所持許可カード、別記様式第 7 号による猟銃等所持者カード及び別記様式第 8 号による猟銃等登録カードとみなす。
- 3 改正前の別記様式第 7 号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 17 年 7 月 4 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 17 年 7 月 4 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 26 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 1 月 26 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 18 日本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 25 日本部訓令第 16 号）

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に提出されている銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 4 条の銃砲所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、猟銃等所持許

可更新申請書、教習資格認定申請書又は練習資格認定申請書に係る銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令第7条第1項、第16条第2項又は第20条第1項の規定による審査及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）第2条の猟銃用火薬類等譲渡許可申請書、第3条第1項の猟銃用火薬類等譲受許可申請又は第11条第1項の猟銃用火薬類等消費許可申請書に係る火薬類取締法等に基づく事務の取扱いに関する訓令第4条、第5条第1項又は第10条第1項の規定による審査は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号（その2）、別記様式第3号（その3）、別記様式第4号（その1）から別記様式第4号（その3）まで、別記様式第4号（その5）、別記様式第4号（その6）、別記様式第13号、別記様式第14号、別記様式第18号、別記様式第20号、別記様式第23号、別記様式第24号、別記様式第29号及び別記様式第30号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成27年3月20日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月7日本部訓令第21号）

- 1 この訓令は、平成27年4月7日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第4号（その6）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月21日本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年5月21日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月18日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第4条中銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令第7条の2第3項の改正規定は、同年5月13日から施行する。

附 則（令和6年3月12日本部訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(別表及び別記様式 省略)